

平成 23 年度

国民健康保険税（仮算定）納税通知書を送付します



- ・納税通知書は、4月中旬頃までに世帯主宛に送付いたします。
(世帯主自身が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいる場合は納税義務者は世帯主となります。)
- ・普通徴収（納付書又は口座振替）世帯の仮算定期間（1～3期）の税額は、22年度国保税年額の1/12相当額を各1期分の税額として算定しております。※特別徴収世帯（年金からの差し引きの世帯）は、国保税年額の1/6相当額を各1期分として算定しております。詳しくは国保ねんきん課保険税係までお問い合わせください。

【普通徴収（納付書又は口座振替）の納期】

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮算定			本算定								

【特別徴収（年金からの差引）の納期】

1期	…	2期	…	3期	…	4期	…	5期	…	6期	…
4月	…	6月	…	8月	…	10月	…	12月	…	2月	…
仮算定						本算定					

《国民健康保険の届出をお忘れなく》

次のような場合には、必ず**14日以内**に市役所国保年金課または各支所国保担当課の窓口へ届けてください。

国保にはいるとき

- ・職場の健康保険などの資格がなくなったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・出生したとき

国保をやめるとき

- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・他の市町村へ転出したとき
- ・生活保護を受けはじめたとき
- ・死亡したとき



◆申告が必要です

保険税の算定や保険税の軽減をするために、確定申告や市県民税申告が不要な人でも、国民健康保険税の申告が必要な場合があります。「給与収入者」「年金受給者」（給与、年金以外に所得がある人をのぞく）、「確定申告を税務署にした人」「市県民税の申告を市にした人」、「18歳未満の人」以外の人とはたとえ収入が0円の場合でも、申告は必要です。

申告がないと、下記のような不利益を生じる場合があります。

- 保険税の算定に用いる所得がわからないため、標準的な課税となり、低所得世帯であっても保険税が軽減されません。
- 前期高齢者（70歳から74歳まで）の負担割合、食事代減額の判定や高額療養費支給の自己負担限度額の判定ができません。

八代市国民健康保険運営協議会委員の募集

八代市の国民健康保険の運営について必要な事項を協議する「国民健康保険運営協議会」委員を募集します。

資格 八代市の国民健康保険加入者で市内在住の20歳以上の人（ただし、学生は除く）

任期 平成23年4月1日～平成25年3月31日 協議会開催 年3回程度

募集人数 2人（応募多数の場合は書類選考により決定します） 募集期間 平成23年4月1日（金）～4月15日（金）

申込方法 国保ねんきん課で配布している申込書に必要事項を記入し提出（郵送可）

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33-4113 または各支所市民福祉課（鏡支所は健康福祉課）